

資格確認書年次・随時更新用封筒及び小冊子作成業務 仕様書

1 資格確認書年次・随時更新用封筒について

(1)記載内容及び作成枚数

① 記載内容……別添1「年次、随時更新用封筒 記載内容」のとおり。機構改革等により多少変更する場合があります。

(40 市町村別・年次 47 通り、随時 41 通り)

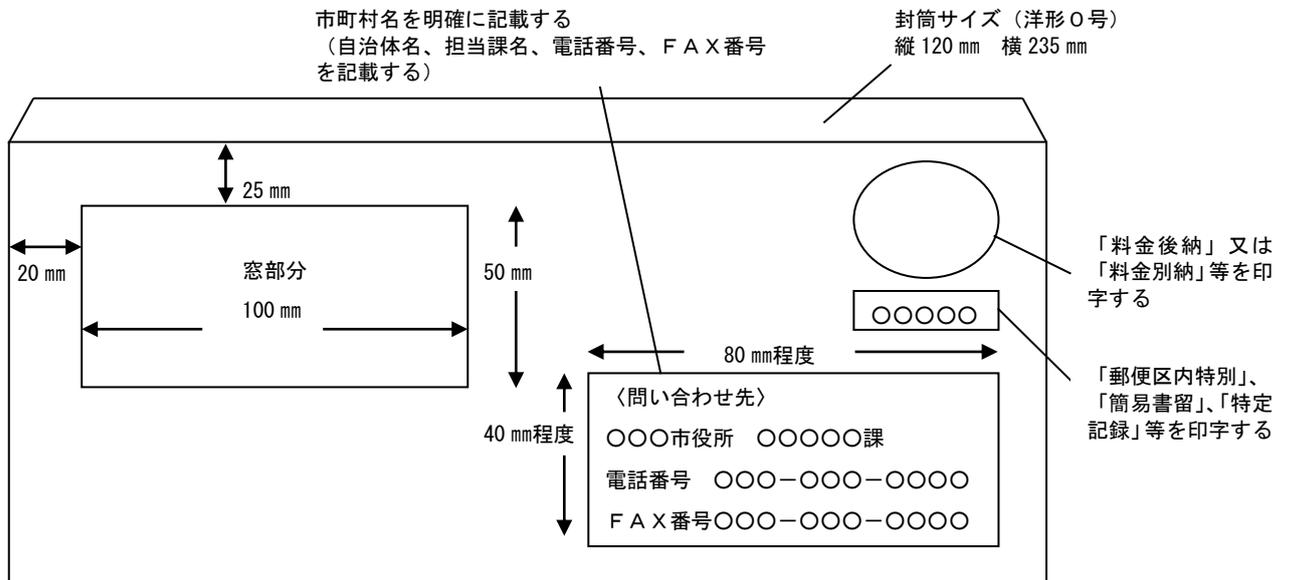
② 作成枚数……別紙 「作成枚数及び納品部数一覧」のとおり。

(40 市町村別・合計 281,300 枚)

(2)封筒の仕様

- ① 大きさは、定形サイズで洋形0号（縦 120 mm、横 235 mm）横型とする。
- ② 窓付き封筒とし、窓枠のサイズは縦 50 mm、横 100 mmとする。
- ③ 宛名用窓位置は、封筒の左上を基点に 25 mm×20 mmの位置とする。
- ④ 紙質は、片艶 80 g、地紋入（内カマス貼）とし、中身が透けて見えないものとする。
- ⑤ 表面 1 色刷（黒）とする。
- ⑥ 機械による封入封緘に適したものとする。
- ⑦ 水ノリ及びアラビアノリ付とする。
- ⑧ 40 市町村別に自治体名の記載された封筒を作成することとし、指定された数量を梱包して仕分けすることとする。

(3)レイアウト



(4)納品場所

年次更新用封筒 広域連合が指定する場所 (242,350 部)

随時更新用封筒 別紙「作成枚数及び納品部数一覧」による (38,950 部)

(5)納品期限

令和8年6月5日(金)

2 後期高齢者医療制度のごあんない小冊子について

(1)作成部数

276,000 部（年次更新用 243,000 部、随時交付用 33,000 部）

(2)小冊子の仕様

判 型	182 mm×100 mm
ページ数	表紙本文共 28 ページ（中とじ）
紙 質	上質紙 45 k g
印 刷	オフセット印刷（4 色印刷）
内容項目	①内容については、別添 2 「令和 7 年度小冊子」を基に委託者よりデータ提供を行う。 ②内容項目の趣旨を損なうことなく、イラスト又は図解等を用いて高齢者にわかりやすいものとする。
校 正	5 回（うち色校正 1 回）までとする。

(3)納品場所

年次更新用 広域連合が指定する場所（243,000 部）
随時交付用 別紙「作成枚数及び納品部数一覧」による（33,000 部）

(4)納品期限

令和 8 年 6 月 5 日（金）

3 その他

- ① 本業務は、帳票類印刷から成果品を納品するまでを一括して発注するものとする。
- ② 成果品の納品に伴う費用は、受注者が負担するものとする。
- ③ 受注者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示のない項目について疑義があるときは、広域連合と協議の上、業務を遂行するものとする。
- ④ 製品作成について特許等がある場合は、受注者がその責任を負うものとする。
- ⑤ 納品期限より前にテスト品の納品を必要とし、不備があった場合は合格までテストを行うものとする。なお、これに伴う費用は受注者が負担するものとする。
- ⑥ 請求は各々の業務で行うものとし、請求書に単価を記載することとする。
- ⑦ 被保険者交付用小冊子は、完成品をPDFファイルで広域連合へ提出するものとする。

【別紙】

R8年度 小冊子及び年次、随時更新用封筒 市町村納品先、部数及び作成枚数一覧

市町村名	郵便番号	住 所	担当課	小冊子 納品部数	随時封筒 納品部数	年次封筒 納品部数	備考
青森市	〒030-0801	青森市新町一丁目3-7 駅前庁舎	国保医療年金課	6500	12,000	48,000	
弘前市	〒036-8551	弘前市大字上白銀町1-1	国保年金課	4300		26,600	区内
					4,000	5,000	
八戸市	〒031-8686	八戸市内丸一丁目1-1	国保年金課	4300	4,000	25,500	区内
						14,500	
黒石市	〒036-0396	黒石市大字市ノ町2番地1	国保年金課	600	600	4,600	特定記録
						1,800	
五所川原市	〒037-8686	五所川原市字布屋町41番地1	国保年金課	1600	1,100	9,500	特定記録
					500	2,700	
十和田市	〒034-8615	十和田市西十二番町6番1号	国保年金課	1500		9,500	区内
					1,300	2,200	
三沢市	〒033-8666	三沢市桜町一丁目1番地38号	国保年金課	700	800	6,000	
むつ市	〒035-8686	むつ市中央一丁目8番1号	国保年金課	1500	300	10,100	
つがる市	〒038-3192	つがる市木造若緑61-1	国保年金課	600	700	6,900	
平川市	〒036-0104	平川市柏木町藤山25-6	税務課	600		5,900	区内
					1,000	100	
平内町	〒039-3393	東津軽郡平内町大字小湊字小湊63	健康増進課	360	300	2,500	
今別町	〒030-1502	東津軽郡今別町大字今別字今別167	町民福祉課	200	100	850	
蓬田村	〒030-1212	東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干126番地1	住民課	100	200	650	
外ヶ浜町	〒030-1393	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋44-2	住民課	200	300	1,700	
鱒ヶ沢町	〒038-2792	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321番地	ほけん福祉課	400	400	3,000	簡易書留
深浦町	〒038-2324	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84-2	福祉課	300	300	2,400	特定記録
西目屋村	〒036-1492	中津軽郡西目屋村大字田代字神田57	住民課	100	100	350	
藤崎町	〒038-3803	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地	住民課	400	600	2,800	
大鰐町	〒038-0211	南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3	住民生活課	400		2,400	特定記録
					500		
田舎館村	〒038-1113	南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123-1	住民課	100	200	1,600	
板柳町	〒038-3692	北津軽郡板柳町大字板柳字土井239-3	健康推進課	500	500	2,900	特定記録
鶴田町	〒038-3595	北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200番地1	子ども健康課	500	700	2,700	簡易書留
中泊町	〒037-0392	北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂209番地	町民課	450	500	3,000	
野辺地町	〒039-3131	上北郡野辺地町字野辺地123-1	町民課	600	1,400	3,000	
七戸町	〒039-2792	上北郡七戸町字森ノ上131-4	町民課	500	600	3,600	
六戸町	〒039-2392	上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地60	町民課	400	400	2,050	
横浜町	〒039-4145	上北郡横浜町字寺下35番地	町民課	200	200	1,050	
東北町	〒039-2492	上北郡東北町上北南四丁目32-484	町民課	500	600	3,700	
六ヶ所村	〒039-3212	上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附475	健康課	200	500	1,400	簡易書留
おいらせ町	〒039-2192	上北郡おいらせ町中下田135-2	健康保険課	500	1,000	3,650	
大間町	〒039-4601	下北郡大間町大字大間字奥戸下道20番地4	健康づくり推進課	200	850	850	
東通村	〒039-4292	下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34	税務課	150	100	1,300	
風間浦村	〒039-4502	下北郡風間浦村大字易国間字大川目28-5	税務国保課	50	100	500	
佐井村	〒039-4711	下北郡佐井村大字佐井字糠森20	住民生活課	70	100	500	
三戸町	〒039-0198	三戸郡三戸町大字在府小路町43	健康長寿課	350	250	2,400	
五戸町	〒039-1513	三戸郡五戸町字古館21番地1	住民課	480	600	4,000	
田子町	〒039-0292	三戸郡田子町大字田子字天神堂平81	住民課	200	250	1,500	
南部町	〒039-0595	三戸郡南部町大字下名久井字白山91-1	健康こども課	600	600	4,050	
階上町	〒039-1201	三戸郡階上町大字道仏字天当平1-87	すこやか健康課	400	300	2,300	
新郷村	〒039-1801	三戸郡新郷村大字戸来字風呂前10	住民課	100	100	750	
広域連合	〒030-0801	青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル1階	業務課	1290	0	0	

33000

38,950

242,350

1 青森市 【年次用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次2種類(郵便区内特別)

郵便区内
特別

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

青森市

〒030-0801 青森市新町一丁目3-7
 駅前庁舎 国保医療年金課 国保資格子一ム
 TEL 017-734-5493 (直通)
 〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字福村101-1
 浪岡庁舎 健康福祉課 国保年金子一ム
 TEL 0172-62-1153 (直通)

2 弘前市 【年次用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次2種類(郵便区内特別と料金後納郵便)

弘前局
郵便区内
特別郵便

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

弘前市役所

〒036-8551
 青森県弘前市大字上白根町1-1
 担当 国保年金課 (後期高齢者医療係)
 TEL 0172-35-7046(直通)
 FAX 0172-39-6199

1 青森市 【年次用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次1種類(郵便区内特別)

郵便区内
特別

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

弘前市役所

〒036-8551
 青森県弘前市大字上白根町1-1
 担当 国保年金課 (後期高齢者医療係)
 TEL 0172-35-7046(直通)
 FAX 0172-39-6199

2 弘前市 【年次用】②

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次2種類(郵便区内特別と料金後納郵便)

弘前局
料金後納
郵便

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

弘前市役所

〒036-8551
 青森県弘前市大字上白根町1-1
 担当 国保年金課 (後期高齢者医療係)
 TEL 0172-35-7046(直通)
 FAX 0172-39-6199

2 八戸市 【年次用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次2種類(郵便区内特別と料金別納郵便)

郵便区内
特別

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

八戸市 国保年金課

後期高齢者医療グループ
 (市庁本館1階11番窓口)
 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号
 TEL 0178-43-2111 内線 5528-5529-5530
 FAX 0178-44-9106

3 八戸市 【年次用】②

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次2種類(郵便区内特別と料金別納郵便)

郵便区内
特別

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

八戸市 国保年金課

後期高齢者医療グループ
 (市庁本館1階11番窓口)
 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号
 TEL 0178-43-2111 内線 5528-5529-5530
 FAX 0178-44-9106

3 八戸市 【年次用】②

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次2種類(郵便区内特別と料金別納郵便)

料金別納郵便

郵便区内特別

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

八戸市 国保年金課
後期高齢者医療グループ
(市庁本館1階 11番窓口)
〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号
TEL 0178-43-2111 内線 5528-5529-5530
FAX 0178-44-9106

4 黒石市 【年次用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次2種類(料金後納郵便としてうえで、郵便区内特別を追記、特定記録を追記のあり・なし)

黒石局 料金後納郵便

郵便区内特別

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

黒石市役所
〒036-0396
青森県黒石市大字市/町2番地1
黒石市役所のまちセンター
担当 国保年金課 高齢医療係
TEL 0172-52-2111(461-462)
FAX 0172-52-6191

4 黒石市 【年次用】②

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次2種類(料金後納郵便としてうえで、郵便区内特別を追記のあり・なし)

黒石局 料金後納郵便

郵便区内特別

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

黒石市役所
〒036-0396
青森県黒石市大字市/町2番地1
黒石市役所のまちセンター
担当 国保年金課 高齢医療係
TEL 0172-52-2111(461-462)
FAX 0172-52-6191

5 五所川原市 【年次用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次2種類(料金後納郵便としてうえで、郵便区内特別、特定記録追加のあり・なし)

五所川原局 料金後納郵便

郵便区内特別

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

五所川原市役所
〒037-8686
青森県五所川原市字右馬町41番地1
担当 国保年金課 後期高齢者医療係
TEL 0173-45-2111(内線2345-2346)
FAX 0173-35-2130

5 五所川原市 【年次用】②

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次2種類(料金後納郵便としたうえで、郵便区内特別、特定記録追加のあり・なし)



五所川原局
料金後納
郵便

郵便区内特別



重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

五所川原市役所

〒037-8686
青森県五所川原市 字布原町41番地1
担当 国保年金課 後継高齢者医療係
TEL 0175-35-2111(内線2345・2346)
FAX 0175-35-2100

6 十和田市 【年次用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次2種類(料金後納郵便としたうえで、郵便区内特別のあり・なし)



十和田局
料金後納
郵便

郵便区内特別



重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

十和田市役所

〒034-8615
青森県十和田市西十二番町6番1号
担当 国保年金課 長寿医療係
TEL 0176-51-6752(直通)
FAX 0176-22-6299

6 十和田市 【年次用】②

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次2種類(料金後納郵便としたうえで、郵便区内特別のあり・なし)



十和田局
料金後納
郵便

郵便区内特別



重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

十和田市役所

〒034-8615
青森県十和田市西十二番町6番1号
担当 国保年金課 長寿医療係
TEL 0176-51-6752(直通)
FAX 0176-22-6299

7 三沢市 【年次用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次1種類(料金後納郵便としたうえで、郵便区内特別を追加)



三沢局
料金後納
郵便

郵便区内特別



重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

三沢市役所

国保年金課 高齢者医療係
電話番号 0176-53-5111(内線223)
FAX 0176-52-7519
〒033-8666
青森県三沢市桜町1丁目1番38号
メール maw.kokuho@misawashi.aomori.jp

8 むつ市 【年次用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 年次1種類(料金後納郵便)

料金後納郵便

郵便区内特別

青森県むつ市

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号

庁舎名	課名	電話
本庁舎	国保課	(0175) 42-2111(代)
山内庁舎	市民生活課	(0175) 42-2111(代)
大地庁舎	市民生活課	(0175) 34-2111(代)
藤野沢庁舎	総合課	(0175) 44-2111(代)

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

9 つがる市 【年次用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 年次1種類(料金後納郵便)

料金後納郵便

つがる市役所

〒038-3192 青森県つがる市木造若緑61番地1

担当 国保年金課 後期高齢者医療係
TEL 0173-42-2111 (内線 274・275)
FAX 0173-42-3912

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

10 平川市 【年次用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 年次2種類(料金後納郵便としうえで、郵便区内特別のあり・なし)

料金後納郵便

郵便区内特別

平川市役所

〒036-0104 青森県平川市柁木町藤山25番地6

担当 税務課 国保係
TEL 0172-55-5328
FAX 0172-44-8619

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

10 平川市 【年次用】②

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 年次2種類(料金後納郵便としうえで、郵便区内特別のあり・なし)

料金後納郵便

平川市役所

〒036-0104 青森県平川市柁木町藤山25番地6

担当 税務課 国保係
TEL 0172-55-5328
FAX 0172-44-8619

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

11 平内町

【年次用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 年次1種類(料金後納郵便としてうえで、郵便区内特別を温記)

小湊局
料金後納
郵便

郵便区内特別

平内町役場

〒039-3393
東津軽郡平内町大字小湊字小湊63
担当(健康増進課)
TEL 017-718-0019(内線134)
FAX 017-755-2145

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

12 今別町

【年次用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 年次1種類(料金後納郵便としてうえで、郵便区内特別を温記)

料金後納
郵便

郵便区内特別

今別町役場

〒030-1502
東津軽郡今別町大字今別字今別167
担当 町民福祉課(後期高齢者医療係)
TEL 0174-35-3003(直通)
FAX 0174-35-2298

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

13 蓬田村

【年次用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 年次1種類(料金後納郵便)

料金後納
郵便

蓬田村役場

〒030-1212
東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字沙干126番地1
担当 民生課(生活部)
TEL 0174-27-2112(内線121)
FAX 0174-31-0076

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

14 外ヶ浜町

【年次用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 年次1種類(料金後納郵便としてうえで、郵便区内特別を温記)

料金後納
郵便

郵便区内特別

外ヶ浜町役場

〒030-1393
東津軽郡外ヶ浜町字蕨田高脚屋44-2
担当 住民課(後期高齢者医療係)
TEL 0174-31-1222(直通)
FAX 0174-31-1223

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

15 鯉ヶ沢町

【年次用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴、記事欄>

骨子案 年次1種類(料金後納郵便として、簡易書留を速配)

鯉ヶ沢局
料金後納
郵便

郵便区内特別

簡易書留

鯉ヶ沢 町 役 場

〒038-2792
鯉ヶ沢町大字鯉ヶ沢戸町字嘴戸321番地

担当 ほけん福祉課
TEL 0173-82-0956(直通)
FAX 0173-72-3488

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

16 深浦町

【年次用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴、記事欄>

骨子案 年次1種類(料金後納郵便とし、特定記録を速配)

深浦局
料金後納
郵便

特定記録

深浦 町 役 場

〒038-2324
西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84-2

担当 福祉課
TEL 0173-74-2117(直通)
FAX 0173-74-4415

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

17 西目屋村

【年次用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴、記事欄>

骨子案 年次1種類(料金後納郵便)

相馬局
料金後納
郵便

重要書類在中

西目屋村 役 場

〒036-1492
中津軽郡西目屋村大字田代字神田57

担当 住民課
TEL 0172-85-2803(直通)
FAX 0172-85-2590

必ず開封して書類をご確認ください。

18 藤崎町

【年次用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴、記事欄>

骨子案 年次1種類(料金後納郵便)

料金後納
郵便

重要書類在中

藤崎 町 役 場

〒038-3803
南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地

担当 住民課 国際年金係
TEL 0172-98-8179(直通)
代番 0172-75-3111(2133)
FAX 0172-75-9605

必ず開封して書類をご確認ください。

19 大鰐町

【年次用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次1種類(料金後納郵便、郵便区内特別、特定記録追加)

大鰐局
料金後納郵便
郵便区内特別

特定記録

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

大鰐町役場

〒038-0211
南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒5-3
担当 住民生活課 国保年金係
TEL 0172-55-6563
FAX 0172-47-6742

21 板柳町

【年次用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次1種類(料金後納郵便としたうえで、郵便区内特別、特定記録追加)

板柳局
料金後納郵便
郵便区内特別

特定記録

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

板柳町役場

〒038-3692
北津軽郡板柳町大字板柳字土井239-3
担当 健康推進課 国保係
TEL 0172-73-2111(内線182)
FAX 0172-73-2120

20 田舎館村

【年次用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次1種類(料金後納郵便としたうえで、郵便区内特別の追加)

田舎館村
料金後納郵便
郵便区内特別

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

田舎館村役場

〒038-1113
南津軽郡田舎館村大字田舎館字中道23番地1
担当 住民課
TEL 0172-58-2111(内線161)
FAX 0172-58-4751

22 鶴田町

【年次用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次1種類(年次は郵便区内特別とし、簡易書留を追加)

鶴田局
郵便区内特別

簡易書留

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

鶴田町役場

〒038-3595
北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1
担当 子ども健康課 国保年金係
TEL 0173-22-2111(内線143)
FAX 0173-22-6007

23 中泊町

【年次用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次1種類(年次のみ料金後納郵便、区内特別郵便の両方を記載する)



五所川原局
区内特別
郵便



五所川原局
料金後納
郵便



重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

中泊町役場

〒037-0392
北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂209番地
担当 町民課
TEL 0173-57-2111(内線1314)
FAX 0173-57-3849

25 七戸町

【年次用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次1種類(料金後納郵便としたうえで、郵便区内特別を記載)



重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

七戸町役場

〒039-2792
青森県上北郡七戸町字森ノ上13番地4
担当 町民課
TEL 0176-68-2112(直通)
FAX 0176-68-2486

24 野辺地町

【年次用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次1種類(料金後納郵便としたうえで、郵便区内特別を記載)



重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

野辺地町

〒039-3131
青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1
担当(町民課 後期高齢者医療担当)
TEL 0175-64-2111(代表)
FAX 0175-64-8518

26 六戸町

【年次用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次1種類(料金後納郵便)



重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

六戸町役場

〒039-2392
上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地60
担当 町民課
TEL 0176-55-3111
FAX 0176-55-2966

27 横浜町 【年次用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次1種類(料金後納郵便)

横浜局
料金後納
郵便

横浜 町 役 場

〒039-4145
青森県上北郡横浜町字寺下35
担当 町民課
TEL 0175-78-2111
FAX 0175-78-2118

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

28 東北町 【年次用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次1種類(料金後納郵便、区内特別)

料金後納
郵便

郵便区内特別

東北 町 役 場

町民課 後期高齢者医療係
〒039-2492
青森県上北郡東北町上北南四丁目32-484
電話 (0176)58-3111

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

(別添1)年次更新用封筒様式

29 六ヶ所村 【年次用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次1種類(料金後納郵便といたうえで、簡易書留を追加)

平沼局
料金後納
郵便

簡易書留

六ヶ所 村 役 場

〒039-3212
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駄字野附475
担当 健康課
TEL 0175-72-8143(直通)
FAX 0175-72-2604

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

30 おいらせ町 【年次用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次1種類(郵便区内特別)

郵便区内
特別

おいらせ 町 役 場

〒039-2192
青森県上北郡おいらせ町中下田135-2
担当 健康課 後期高齢者医療係
TEL 0178-56-4218(直通)
FAX 0178-56-4364

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

31 大間町 【年次用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 年次1種類(料金後納郵便)

大間局
料金後納
郵便

郵便区内特別

大間町役場

〒039-4601
青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道20番地4
担当 畑康つぐひ(准) 畑康 後町高齢者課係担当
TEL 0175-37-2111(内線217)
FAX 0175-37-2562

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

32 東通村 【年次用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 年次1種類(料金別納郵便)

料金別納
郵便

東通村役場

〒039-4292
下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34
担当 税務課 (国民健康保険グループ)
TEL 0175-27-2111(内線153)
直通 0175-33-2134
FAX 0175-27-2299

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

33 風間浦村 【年次用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 年次1種類(料金後納郵便)

料金後納
郵便

風間浦村役場

〒039-4502
下北郡風間浦村大字易国町字大川目28-5
担当 税務国保課
TEL 0175-35-2111(代表)
FAX 0175-35-2403

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

34 佐井村 【年次用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 年次1種類(料金後納郵便としてうえで、郵便区内特別を追加)

佐井局
料金後納
郵便

郵便区内特別

佐井村役場

〒039-4711
青森県下北郡佐井村大字佐井字難路20番地
担当 住民生活課 国保係
TEL 0175-38-2111
FAX 0175-38-2492

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

35 三戸町

【年次用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次1種類(料金後納郵便としてうえで、郵便区内特別を温記)

三戸局
料金後納
郵便

郵便区内特別

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

三戸町役場 健康長寿課

〒039-0198
青森県三戸郡三戸町大字在府小路町43番地
担当 (高齢者支援班)
TEL: 0179-20-1153 (直通)
FAX: 0179-20-1105

36 五戸町

【年次用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次1種類(料金後納郵便、郵便区内特別追加)

料金後納
郵便

郵便区内特別

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

五戸町役場

〒039-1513
青森県三戸郡五戸町字古館21番地1
担当 住民課 国保班
TEL 0178-62-2111(代表)
FAX 0178-62-4940

37 田子町

【年次用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次1種類(料金後納郵便としてうえで、郵便区内特別を温記)

料金後納
郵便

郵便区内特別

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

田子町役場

〒039-0292
三戸郡田子町大字田子字天神堂平81
担当 住民課 福祉グループ
TEL 0179-20-7119(直通)
FAX 0179-32-4294

38 南部町

【年次用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 年次2種類(郵便区内特別と料金後納郵便)

郵便区内
特別

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

**南部町
健康こども課 国保後期班**

〒039-0595
青森県三戸郡南部町大字下名久井字白山91-1
TEL 0178-76-3323
FAX 0178-76-3904

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 年次2種類(郵便区内特別と料金後納郵便)


南郷部 健康こども課 国保後期班
 〒039-0595
 青森県三戸郡南郷町大字下名久井字白山91-1
 TEL 0178-76-3323
 FAX 0178-76-3904

重要書類在中
必ず開封して書類をご確認ください。

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 年次1種類(郵便区内特別)


階上町 役場
 〒039-1201
 三戸郡階上町大字道仏字天当平1-87
 担当 すこやか健康課 国保医療グループ
 TEL 0178-88-2219(直通)
 FAX 0178-88-2117

重要書類在中
必ず開封して書類をご確認ください。

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 年次1種類(料金後納郵便とたうえ、郵便区内特別を混記)


新郷村 役場
 〒039-1801
 青森県三戸郡新郷村大字戸茶字風呂前10
 担当 住民課
 TEL 0178-78-2111
 FAX 0178-78-2118

重要書類在中
必ず開封して書類をご確認ください。

1 青森市

【随時用】①
<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便)

料金後納
郵便

青森市

〒030-0801 青森市新町一丁目3-7
駅前庁舎 国保医療年金課 国保資格チーム
TEL 017-734-5493 (直通)
〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字福村101-1
浪岡庁舎 健康福祉課 国保年金チーム
TEL 0172-62-1153 (直通)

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

2 弘前市

【随時用】①
<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便)

弘前局
料金後納
郵便

弘前市役所

〒036-8551 青森県弘前市大字上白根町1-1
担当 国保年金課(後期高齢者医療係)
TEL 0172-35-7046(直通)
FAX 0172-39-6199

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

3 八戸市

【随時用】①
<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時2種類(料金別納郵便と郵便区内特別で統一)
郵便料金計器を使用して郵便物を送付する予定となっている。郵便料金計器を使用することにより、郵便物に局名や支払方法(料器別納)、区内特別郵便などの文字が印字されることとなるため、「局名、支払方法、区内特別郵便」の印字をなす。

八戸市 国保年金課

後期高齢者医療グループ
(市庁本館1階11番窓口)
〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号
TEL 0178-43-2111 内線 5528-5529-5530
FAX 0178-44-9106

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

4 黒石市

【随時用】①
<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便としてうえで、郵便区内特別を追加、特定記録を追加)

黒石局
料金後納
郵便

黒石市役所

〒036-0396 青森県黒石市大字市/町2番地1
黒石市役所のまごころセンター
担当 国保年金課 高齢医療係
TEL 0172-52-2111(461・462)
FAX 0172-52-6191

特定記録

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

(別添1)随時更新用封筒様式

5 五所川原市 【随時用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 随時2種類(料金後納郵便としうえで、特定記録追加のありなし)

五所川原局
料金後納
郵便

特定記録

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

五所川原市役所

〒037-8686
青森県五所川原市字布屋町41番地1
担当 国保年金課 後期高齢者医療係
TEL 0173-35-2111(内線2345・2346)
FAX 0173-35-2100

6 十和田市 【随時用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 随時1種類(料金後納郵便)

料金後納
郵便

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

十和田市役所

〒034-8615
青森県十和田市西十二番町6番1号
担当 国保年金課 長寿医療係
TEL 0176-51-6752(直通)
FAX 0176-22-6299

5 五所川原市 【随時用】②

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 随時2種類(料金後納郵便としうえで、特定記録追加のありなし)

五所川原局
料金後納
郵便

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

五所川原市役所

〒037-8686
青森県五所川原市字布屋町41番地1
担当 国保年金課 後期高齢者医療係
TEL 0173-35-2111
FAX 0173-35-2100

7 三沢市 【随時用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 随時1種類(料金後納郵便としうえで、郵便区内特別を追加)

三沢局
料金後納
郵便

郵便区内特別

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

三沢市役所

国保年金課 高齢者医療係
電話番号 0176-53-5111(内線223)
FAX 0176-52-7519
〒033-8666
青森県三沢市桜町1丁目1番38号
メール maw.kokuho@misawashi.aomori.jp

(別添1)随時更新用封筒様式

8 むつ市 【随時用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便)

料金後納郵便

郵便区内特別

青森県むつ市

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号

庁舎名	課名	電話番号
本庁舎	国保課	0175-42-1111(代)
小川庁舎	市民生活課	0175-42-2111(代)
大畑庁舎	市民生活課	0175-34-2111(代)
藤野沢庁舎	総務課	0175-44-2111(代)

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

10 平川市 【随時用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便)

料金後納郵便

平川市役所

〒036-0104
青森県平川市柁木町藤山25番地6

担当 税務課 国保係
TEL 0172-55-5328
FAX 0172-44-8619

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

9 つがる市 【随時用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便)

料金後納郵便

つがる市役所

〒038-3192
青森県つがる市木造若緑61番地1

担当 国保年金課 後期高齢者医療係
TEL 0173-42-2111 (内線 274・275)
FAX 0173-42-3912

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

11 平内町 【随時用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便としてうえで、郵便区内特別を追加)

小湊局
料金後納郵便

郵便区内特別

平内町役場

〒039-3393
青森県平内町大字小湊字小湊63

担当 (御膳増運課)
TEL 017-718-0019 (内線 134)
FAX 017-755-2145

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

(別添1)随時更新用封筒様式

12 今別町 【随時用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便)

重要書類在中
必ず開封して書類をご確認ください。



郵便区内特別

簡易書留

今別町役場
〒030-1502
東津軽郡今別町大字今別字今別167
担当 町民福祉課(後期高齢者医療係)
TEL 0174-35-3003(直通)
FAX 0174-35-2298

13 蓬田村 【随時用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便)

重要書類在中
必ず開封して書類をご確認ください。



蓬田村役場
〒030-1212
東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字沙干126番地1
担当 住民課(住民助)112(内線121)
TEL 0174-27-6112
FAX 0174-31-0076

14 外ヶ浜町 【随時用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便)としてうえで、郵便区内特別を温記)

重要書類在中
必ず開封して書類をご確認ください。



郵便区内特別

外ヶ浜町役場
〒030-1383
東津軽郡外ヶ浜町字置田高柳風44-2
担当 住民課 後期高齢者医療係
TEL 0174-31-1222(直通)
FAX 0174-31-1223

15 修ヶ沢町 【随時用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便)としてうえで、郵便区内特別と簡易書留を温記)

重要書類在中
必ず開封して書類をご確認ください。



郵便区内特別

簡易書留

修ヶ沢町役場
〒038-2792
修ヶ沢町大字舞戸町字鴨戸321番地
担当 ほけん福祉課
TEL 0173-82-0956(直通)
FAX 0173-72-3488

(別添1)随時更新用封筒様式

16 深浦町

【随時用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 随時1種類(料金後納郵便)

深浦局
料金後納
郵便

特定記録

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

深浦町役場

〒038-2324
西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84-2
担当 (福祉課)
TEL 0173-74-2117 (直通)
FAX 0173-74-4415

17 西目屋村

【随時用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 随時1種類(料金後納郵便)

相馬局
料金後納
郵便

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

西目屋村役場

〒038-1492
中津軽郡西目屋村大字田代字津田57
担当 (住民課)
TEL 0172-85-2803 (直通)
FAX 0172-85-2590

18 藤崎町

【随時用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 随時1種類(料金後納郵便)

料金後納
郵便

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

藤崎町役場

〒038-3803
青森県南津軽郡藤崎町大字西野田一丁目1番地
担当 住民課国保年金係
TEL 0172-88-8179(直通)
FAX 0172-75-9605

19 大鰐町

【随時用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 随時1種類(料金後納郵便)

大鰐局
料金後納
郵便

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

大鰐町役場

〒038-0211
南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3
担当 住民生活課 国保年金係
TEL 0172-65-6563
FAX 0172-47-6742

20 田舎盛村 【随時用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便)

料金後納郵便

田舎館村役場

〒038-1113
千葉県田舎館村大字田舎館字中田23番地1
担当 (住長課) 0172-88-2111(内線161)
FAX 0172-88-4751

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

22 鶴田町 【随時用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(随時は料金後納郵便とし、簡易書留を追加)

鶴田町
料金後納郵便

鶴田町役場

〒038-3595
千葉県鶴田町大字鶴田字早瀬200-1
担当 子ども健康課 国保年金係
TEL 0173-22-2111(内線143)
FAX 0173-22-6007

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

21 板柳町 【随時用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便としうえで、簡易書留追加)

板柳町
料金後納郵便

簡易書留

板柳町役場

〒038-3692
千葉県板柳町大字板柳字土井239-3
担当 (健康推進課 国保課係) 0173-73-2111(内線182)
TEL 0173-73-2111(内線182)
FAX 0173-73-2120

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

23 中泊町 【随時用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便)

五所川原町
料金後納郵便

中泊町役場

〒037-0992
千葉県中泊町大字中里字紅葉坂206番地
担当 (町民課) 0173-57-2111(内線1314)
TEL 0173-57-2111(内線1314)
FAX 0173-57-3849

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

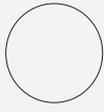
(別添1)随時更新用封筒様式

24 野辺地町

【随時用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

〇野辺地町では、R6年度～秋頃から、郵便料金計器を送付する予定となっている。郵便料金計器を使用することにより、郵便物に局名や支払方法(料器別納)、区内特別郵便などの文字が印字されることとなるため、「局名 支払方法、区内特別郵便」の印字をなしとする。
(※年次分の郵便物は、郵便料金計器を使用しないため、封筒に「局名、料金後納、区内特別郵便」の文字を印字する予定。)

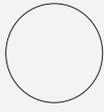


重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

野 辺 地 町

〒039-3131
青森県上北郡野辺地町野辺地123番地1
担当(町民課 後期高齢者医療担当)
TEL 0175-64-2111(代表)
FAX 0175-64-8518



25 七戸町

【随時用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 随時1種類(料金後納郵便としてうえで、郵便区内特別を追加)



重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

七 戸 町 役 場

〒039-2792
青森県上北郡七戸町字森ノ上131番地4
担当(町民課)
TEL 0176-68-2112(直通)
FAX 0176-68-2486



26 六戸町

【随時用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 随時1種類(料金後納郵便)



重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

六 戸 町 役 場

〒039-2392
上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地60
担当(町民課)
TEL 0176-55-3111
FAX 0176-55-2966



27 横浜町

【随時用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>

骨子案 随時1種類(料金後納郵便)



重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

横 浜 町 役 場

〒039-4145
青森県上北郡横浜町字寺下35
担当(町民課)
TEL 0175-78-2111
FAX 0175-78-2118



(別添1)随時更新用封筒様式

28 東北町 【随時用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便、区内特別)

料金後納郵便

郵便区内特別

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

東北町役場

町民課 後期高齢者医療係
〒039-2492
青森県上北郡東北町上北町四丁目32-484
電話 (0176)56-3111

30 おいらせ町 【随時用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便)

料金後納郵便

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

おいらせ町役場

〒039-2192
青森県上北郡おいらせ町中下田135-2
担当 健康保険課 後期高齢者医療係
TEL 0178-56-4218(課直通)
FAX 0178-56-4364

29 六ヶ所村 【随時用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便としてうえで、簡易書留を連配)

平沼局
料金後納郵便

簡易書留

六ヶ所村役場

〒039-3212
青森県上北郡六ヶ所村大字尾崎字野附475
担当 健康課
TEL : 0175-72-8143(直通)
FAX : 0175-72-2804

31 大間町 【随時用】①

<R8年度用封筒、市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便)

大間局
料金後納郵便

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

大間町役場

〒039-4601
青森県下北郡大間町大字大間字島戸下道20番地4
担当 健康課(保健課) 後期高齢者医療担当
TEL 0175-3-2111(内線217)
FAX 0175-37-2562

(別添1)随時更新用封筒様式

32 東通村 【随時用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金別納郵便)

料金別納
郵便

東通村役場

〒039-4292
下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34
担当 税務課(国民健康保険グループ)
TEL 代表 0175-27-2111(内線153)
TEL 直通 0175-33-2134
FAX 0175-27-2299

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

33 風間浦村 【随時用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便)

料金後納
郵便

風間浦村役場

〒039-4502
下北郡風間浦村大字易園間字大川目28番地5
担当 税務課(課長)
TEL 0175-35-2111(代表)
FAX 0175-35-2403

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

34 佐井村 【随時用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便としてうえで、郵便区内特別定温記)

佐井局
料金後納
郵便

郵便区内特別

佐井村役場

〒039-4711
青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20番地
担当 民生生活課 国保係
TEL 0175-38-2111
FAX 0175-38-2492

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

35 三戸町 【随時用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便)

三戸局
料金後納
郵便

三戸町役場 健康課

〒039-0188
青森県三戸郡三戸町大字在所小路町43番地
担当 (高齢者支援班)
TEL : 0179-20-1153 (直通)
FAX : 0179-20-1105

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

36 五戸町 【随時用】①

<R8年度用封筒・市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便)

料金後納
郵便

五戸町 役場

担当 住民課 国保班

〒039-1513
青森県三戸郡五戸町字古部21番地1
TEL 0178-62-2111(代番)
FAX 0178-62-4940

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

37 田子町 【随時用】①

<R8年度用封筒・市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便)

料金後納
郵便

田子町 役場

〒039-0292
三戸郡田子町大字田子字天神堂平81
担当 住民課 福祉グループ
TEL 0179-20-7119(直通)
FAX 0179-32-4294

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

38 南郷町 【随時用】①

<R8年度用封筒・市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便)

料金後納
郵便

南郷町 健康こども課 国保後期班

〒039-0595
青森県三戸郡南郷町大字下名久井字白山91-1
TEL 0178-76-3323
FAX 0178-76-3904

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

39 階上町 【随時用】①

<R8年度用封筒・市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便)

階上局
料金後納
郵便

階上町 役場

〒039-1201
三戸郡階上町大字道仏字天当平1-87
担当 すこやか健康課 国保医療グループ
TEL 0178-88-2219(直通)
FAX 0178-88-2117

重要書類在中

必ず開封して書類をご確認ください。

(別添1)随時更新用封筒様式

40 新郷村 【随時用】①

<R8年度用封筒 市町村修正履歴・記事欄>
骨子案 随時1種類(料金後納郵便とたうえで、郵便区内特別を温記)

The diagram shows the layout of an envelope with the following elements:

- Postage Area (Top Left):** A circular stamp area containing the text "新郷局 料金後納 郵便" (Shinjo Post Office, Postage Paid, Post).
- Post Office Code (Top Right):** A rectangular box containing the text "郵便区内特別" (Special within Post Office Area).
- Recipient Information (Middle Right):** A rectangular box containing:
 - Section Header:** 新郷村住民課 (Shinjo Village Resident Office)
 - Contact Info:** 〒029-1901 青森県三戸郡新郷村大字戸来字風呂前10
TEL:0178-78-2111 FAX:0178-78-2118
- Important Notice (Bottom Left):** A black box with white text: **重要書類在中** (Important Documents Inside).
- Instruction (Bottom Right):** 必ず開封して書類をご確認ください。 (Please be sure to open and check the documents.)
- Address Area (Center):** A large rectangular area with diagonal hatching, intended for the recipient's address.

後期高齢者医療制度の ごあんない

令和7年度版

もくじ

	ページ
1 対象者	1
2 医療機関にかかるとき	2
3 医療費の負担割合	3
4 保険料	8
5 医療費が高額になったとき	14
6 接骨院、はり・きゅう、あんま・マッサージ	17
7 療養費の支給	18
8 その他の給付	19
9 健康診査を受けましょう	20
10 上手な医療のかかり方	21
11 ジェネリック医薬品	22
12 交通事故等にあったら	23
13 臓器提供の意思表示	23
14 マイナンバー	23
15 詐欺に注意	26
16 お問い合わせはこちらへ	27



令和7年6月作成

1 対象者

(別添2)

対象者

※公的扶助を受けている方、又は保険適用除外者の方は対象外です。

75歳以上の方

75歳の誕生日から加入します(手続きの必要はありません)

65歳～74歳で一定の障がいのある方

認定を受けた日から加入します

障がいの程度(認定の基準)

- 国民年金法等障害年金 1級2級
- 精神障害者保健福祉手帳 1級2級
- 療育(愛護)手帳 A(重度)
- 身体障害者手帳 1～3級、4級の一部

※「4級の一部」で該当する障がい

- ① 音声、言語機能の著しい障がい
- ② 両下肢のすべての指を欠く
- ③ 一下肢の下腿1/2以上を欠く
- ④ 一下肢の機能の著しい障がい

※障害認定で加入された方は、75歳に到達するまでは、障害認定申請の撤回をし、別の健康保険に移行することができます。なお、申請の撤回の意思表示は、将来に向かってのみ効力を有するため遡っての適用はできません。

申請に必要なもの

国民年金証書 または 各種手帳

- 精神障害者保健福祉手帳 ●療育(愛護)手帳
- 身体障害者手帳 等

65歳～74歳までの加入者で、障がいの程度が上記以外に変更になった場合は、市町村窓口で脱退の手続きが必要です。

2 医療機関等にかかるとき

医療機関等にかかるときは、次のいずれかの方法で受診してください。

※なお、マイナンバーカードと保険証が一体化されたことに伴い、令和6年12月2日から被保険者証の交付を終了しています。

マイナ保険証を利用する

「マイナ保険証」とは、保険証として利用登録したマイナンバーカードのことをいいます。

マイナ保険証を利用する場合、事前に申し込みが必要です。3つの申し込み方法があります。

- マイナポータルでの利用申し込み
- 医療機関・薬局での利用申し込み
- セブン銀行での利用申し込み

資格確認書を提示する

マイナンバーカードがない場合や持っていない場合でも保険証として利用登録していない場合は、「資格確認書」が交付されます。原則、申請は不要で、有効期限は1年間です。

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	交付年月日
被保険者番号	
姓	住所
氏名	性別
生年月日	見
資格取得年月日	本
負担割合	
免状期限	
医療区分	
保険料負担	
特定医療区分	
保険者番号	
印	

※マイナ保険証を基本とする仕組みに円滑に移行する観点から、デジタルとアナログの併用期間を確保するための暫定運用として、令和8年8月の年次更新までの間、被保険者の皆様は資格確認書を交付しています。

3 医療費の負担割合

医療機関等での窓口負担割合は、
現役並み所得世帯の方は**3割**、
それ以外の方は**1割**又は**2割**となります。

- 窓口負担割合は、世帯の所得と収入の水準で判定します。
- 医療機関等での窓口負担(食事代等は除く)は、医療機関ごとにそれぞれ1か月ごとの上限額までのお支払いとなります。(詳しくは14ページの表をご覧ください。)
- 同じ月の外来と入院は別々に請求されます。
- 過去にさかのぼって所得更正があり、負担割合が変更になった場合、窓口負担割合の差額を広域連合から請求することがあります。
- ご家族の方のお引越などで世帯構成が変わると、窓口負担割合が変わることがあります。

●令和7年8月から

負担割合区分	対象者	
3割	現役並み所得Ⅲ	住民税課税所得690万円以上
	現役並み所得Ⅱ	住民税課税所得380万円以上
	現役並み所得Ⅰ	住民税課税所得145万円以上 世帯の高齢者の収入が一定額以上 詳しくは次のページをご覧ください
2割	一般Ⅱ	住民税課税所得28万円以上*
1割	一般Ⅰ	現役並み所得Ⅰ・Ⅱ・Ⅲにも一般Ⅱにも低所得Ⅰ・Ⅱにも当てはまらない方
	低所得Ⅱ	住民税非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の方など
	低所得Ⅰ	住民税非課税世帯で ①世帯全員の所得がない。 (公的年金控除額を80.67万円として計算) ②老齢福祉年金受給者等

*世帯内の後期高齢者のうち、課税所得が28万円以上、かつ「年収入+その他の合計所得金額」が200万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は、世帯内の後期高齢者の「年収入+その他の合計所得金額」の合計が320万円以上)の対象者
●その他の合計所得金額とは、事業収入や給与収入等から必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

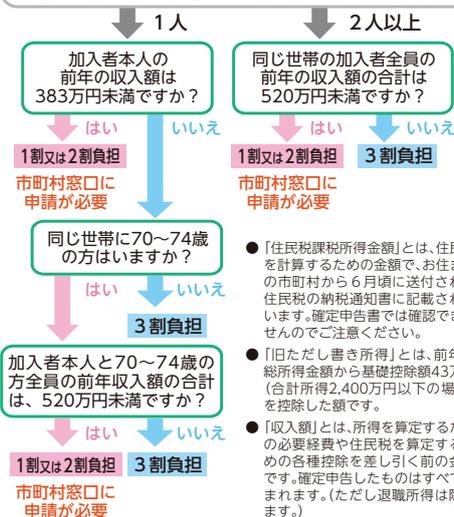
負担割合の判定

同じ世帯に後期高齢者医療制度の加入者で住民税課税所得金額が**145万円以上**の方がいますか？

いない → **1割又は2割負担** いる → **3割負担**

ただし、145万円以上の方がいるとしても、同じ世帯に**昭和20年1月2日**以降生まれの被保険者がいる場合、**同世帯の被保険者全員の賦課のもととなる所得金額(旧ただし書き所得)の合計額が210万円以下**であれば、1割又は2割負担となります。また、負担割合が3割と判定された方でも、申請により1割又は2割となる場合があります。対象者の判定は以下のとおりです。

同じ世帯に後期高齢者医療制度の加入者が何人いますか？



入院した場合の食事代

医療機関に入院した場合、医療費とは別に食事代を支払う必要があります。食事代は、下表のようになります。



●令和7年4月入院分から

負担割合	区分	食事代	
3割	現役並み所得Ⅲ	510円 ※1	
	現役並み所得Ⅱ		
	現役並み所得Ⅰ		
2割	一般Ⅱ	240円	
1割	低所得Ⅱ		過去1年以内の入院日数が90日以下
			過去1年以内の入院日数が90日超え
	低所得Ⅰ	110円	

※1 指定難病の方は、300円になります。精神病床に平成27年4月1日以前から継続して入院している方は260円になります。

※2 適用を受けるためには市町村窓口での申請が必要です。申請には入院日数が90日を超えていることが確認できるもの(領収書等)が必要です。

医療費の負担割合

療養病床への入院 (入院時生活療養費)

療養病床に入院した場合、医療費とは別に食事代と居住費(部屋代)を支払う必要があります。

(境界層に該当する方は、福祉事務所長が交付する証明書が必要です。)

●令和7年4月入院分から
医療の必要性の低い方

区分	食事代(1食につき)	居住費(1日につき)
現役並み所得Ⅲ	510円 (一部470円)	370円
現役並み所得Ⅱ		
現役並み所得Ⅰ		
一般Ⅱ	240円	370円
一般Ⅰ		
低所得Ⅱ	240円	370円
低所得Ⅰ	140円	370円
老齢福祉年金受給者・境界層該当者	110円	0円

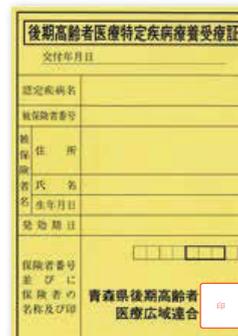
医療の必要性の高い方

区分	食事代(1食につき)	居住費(1日につき)
現役並み所得Ⅲ	510円 (一部470円)	370円
現役並み所得Ⅱ		
現役並み所得Ⅰ		
一般Ⅱ	240円 (90日超で190円)	370円
一般Ⅰ		
低所得Ⅱ	240円	370円
低所得Ⅰ	110円	370円
老齢福祉年金受給者・境界層該当者	110円	0円

特定疾病の治療を受けるとき

厚生労働大臣が指定する特定疾病の治療を受けた場合、1か月あたりの窓口負担額が医療機関ごとに10,000円までとなります。特定疾病に該当になる場合は、事前に市町村窓口申請し、治療を受けるときに「特定疾病療養受療証」、「マイナ保険証」、「特定疾病区分を併記した資格確認書」のいずれかを医療機関へ提示してください。

※特定疾病の限度額適用は加入する医療制度ごとに申請が必要です。後期高齢者医療制度加入前に申請された特定疾病の限度額適用は無効になりますのでご注意ください。



対象となる疾病

- 人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全
- 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害
- 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者にかかるものに限る。)

後期高齢者医療制度の保険料

所得割額 + 均等割額 = 年間保険料
(100円未満は切り捨て)

所得割額
{令和6年中の所得-43万円} × 9.90% (所得割率)

均等割額
(加入者全員が負担) 46,800円

※年間保険料は80万円が上限です。

4月～翌年3月までが1年間の保険料となります。年度途中から加入した方は、月割りで計算されます。

年間保険料 ÷ 12か月 × 加入月

例 11月に誕生日を迎えられた場合は、11月～3月まで加入することになりますので、年間保険料 ÷ 12か月 × 5 になります。

所得とは？

確定申告書の所得金額[※]の合計（分離課税のある方は合算）になりますが、年金のみの場合は下表で算出された金額が所得になります。

（注）確定申告をした株式等譲渡所得や配当所得等を含みます。（源泉徴収を選択している特定口座内の株式等譲渡所得及び上場株式等の配当所得は、確定申告をしなかった場合は保険料の算定対象に含まれません。）

公的年金等に係る雑所得の計算方法（65歳以上の方）
 年金収入を所得金額に表す場合の計算方法です。
(合計所得金額1,000万円以下の場合)

公的年金等収入額	公的年金等控除額
～330万円未満	110万円 <small>(収入が110万円以下の場合は所得金額が0円になります。)</small>
330万円～410万円未満	公的年金収入額×0.25+27.5万円
410万円～770万円未満	公的年金収入額×0.15+68.5万円
770万円～1,000万円未満	公的年金収入額×0.05+145.5万円
1,000万円～	195.5万円

保険料の軽減措置

均等割額の軽減

世帯の所得額の合計	令和7年度 軽減割合
43万円+10万円 ×(※年金・給与所得者等の数-1)以下の世帯	7割
43万円+(30.5万円×被保険者数)+10万円 ×(※年金・給与所得者等の数-1)以下の世帯	5割
43万円+(56万円×被保険者数)+10万円 ×(※年金・給与所得者等の数-1)以下の世帯	2割

※年金・給与所得者等数(年金・給与所得者等が2人以上いる世帯に適用)一定の公的年金等の支給を受ける者(65歳未満) 公的年金等収入金額が60万円を超える者(65歳以上) 公的年金等収入金額が125万円を超える者一定の給与所得者等…給与等収入金額が55万円を超える者

軽減判定の注意事項

- ①均等割額の軽減は、同一世帯内の加入者全員及び世帯主の所得金額の合計額で判定されます。
- ②判定対象者に未申告者がいる場合は判定できませんので、軽減されません。
- ③軽減判定の基準日は毎年4月1日です。年度途中で資格を取得した場合は資格取得日になります。(県内市町村間での転入・転出があった場合、軽減判定の変更は行いません。)
- ④均等割額軽減判定時の年金所得金額計算方法は**年金所得金額-高齢者特別控除額(15万円)=軽減判定時の年金所得金額**
- ⑤専従者給与を支払っている場合は、支払っている金額も判定の対象となります。(専従者給与を受け取っている場合は、判定の対象となりません。)
- ⑥譲渡所得に特別控除がある場合は、所得割額計算の際は特別控除後にしますが、軽減判定の際は特別控除前の金額で判定されます。
- ⑦繰越純損失額は、所得割額、均等割額共に軽減判定の控除対象になります。
- ⑧繰越雑損失額は、均等割額の軽減判定のみ控除対象となります。

扶養家族だった方への特別措置

制度加入直前まで被用者保険(会社員等の被雇用者が加入する健康保険)の被扶養者であった方には、急な負担増を和らげるために、次の特別措置があります。

- ①**所得割額の負担はありません。**
- ②**均等割額の軽減** - 資格取得後2年間は5割軽減

ただし、世帯の所得が低い方は、さらに高い割合での均等割の軽減(7割軽減)が受けられます。

保険料額決定通知書が届いた際、軽減されていない場合は市町村窓口にお申し出ください。
 ※国民健康保険から移行した方は対象になりません。

保険料

例1 2人世帯

均等割額は
5割軽減



世帯主	夫78歳	妻76歳
	収入 180万円 所得 70万円	収入 80万円 所得 0円

	所得割額	均等割額	合計	保険料額
夫	26,730	23,400	50,130	50,100
妻	0	23,400	23,400	23,400

単位：円

例2 こどもが世帯主の世帯

均等割額は
軽減なし



世帯主	子ども	夫78歳	妻76歳
	所得 200万円	収入 180万円 所得 70万円	収入 80万円 所得 0円

	所得割額	均等割額	合計	保険料額
夫	26,730	46,800	73,530	73,500
妻	0	46,800	46,800	46,800

単位：円

保険料の計算例

P10の例1の場合

夫 78歳 **世帯主** 公的年金収入 180万円
 妻 76歳 公的年金収入 80万円 の場合

所得割額

①年金所得金額を求めます。

夫 180万円 - 110万円 = 70万円
 妻 80万円 - 110万円 = 0円

②所得割額を計算します。

夫 (70万円 - 43万円) × 9.90% = **26,730円 (所得割額)**
 妻 (0円 - 43万円) × 9.90% = **0円 (所得割額)**

均等割額

③均等割額の軽減判定の所得金額を計算します。

年金所得金額 - 高齢者特別控除額 = 軽減判定時の年金所得金額

夫 70万円 - 15万円 = 55万円
 妻 0円 - 15万円 = 0円

軽減判定時の所得金額 55万円 + 0円 = **55万円 (世帯合計)**

43万円 + (30.5万円 × 2人) = 104万円 > 55万円

5割軽減に該当するので 23,400円

年間保険料

所得割額 均等割額
 夫 26,730円 + 23,400円 = **50,100円**
(100円未満切り捨て)

所得割額 均等割額
 妻 0円 + 23,400円 = **23,400円**

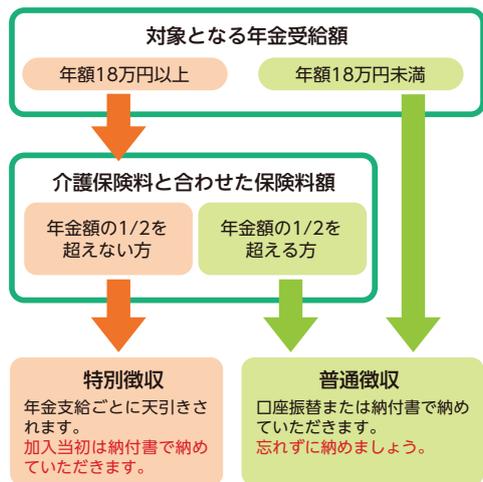
令和7年度の保険料額は

夫 **50,100円**
 妻 **23,400円**



保険料の納め方

保険料の納め方は以下になります。



特別徴収について

年金からの天引きが原則ですが、新たに加入した方や住所に異動があった方、保険料が変更になった方は、一時的に普通徴収になります。

普通徴収の対象となる方の例 年金からの天引きの停止

- ①「特別徴収の対象となる年金」を複数受給している方で、特別徴収の優先順位が高い年金の年間受給額が少ない場合
- ②転入・転出など住所変更があった場合
- ③所得の更正があり保険料が減額された場合
- ④年金の現況届の未提出や提出が遅れた場合

普通徴収の方は口座振替を利用しましょう

納付書で納めている方には、納め忘れがなく納めに向く手間も省ける口座振替をお勧めします。通帳と届出印をお持ちになり、市町村の担当窓口または金融機関でお申し込みください。

また、国民健康保険税(料)を口座振替で納めていた方が引き続き口座振替を希望する場合も、改めての手続きが必要です。

特別徴収の方でも希望すれば口座振替での納付に変更できます

事前に市町村窓口にお問い合わせください。

- 年金からの天引きが止まるまで2～4か月程度かかります。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は支払った方(口座名義人)が受けられます。

保険料の納付が困難になったら…

市町村窓口にご相談ください。事情をお伺いして対応いたします。



一定の期間滞納があると

督促及び催告を行う場合があり、延滞金の加算や財産の差押え等を受ける場合があります。

さらに特別な理由がないまま滞納が長引くと

医療機関の窓口で医療費を全額負担になるとともに、その医療給付の全部又は一部の支払いが一時差し止めになる場合があります。

5 医療費が高額になったとき

1. 高額療養費制度

1か月の医療機関等での窓口負担の合計額が「1か月ごとの上限額(下表)」を超えた場合、超えた金額が支給されます。入院を含む場合は、世帯内の加入者の自己負担額を合計します。

●令和4年10月診療分から

窓口負担	所得区分	1か月ごとの上限額 ※1	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位) ※2
3割	現役並み所得Ⅲ(課税所得690万円以上)	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1% (多数回140,100円) ※3	
	現役並み所得Ⅱ(課税所得380万円以上)	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1% (多数回93,000円) ※3	
	現役並み所得Ⅰ(課税所得145万円以上)	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1% (多数回44,400円) ※3	
2割	一般Ⅱ	18,000円または(6,000円+(医療費の総額-30,000円)×10%)の低い方を適用 ※4	57,600円(多数回44,400円) ※3
		[年間の上限144,000円] ※5	
1割	一般Ⅰ	18,000円[年間の上限144,000円] ※5	57,600円(多数回44,400円) ※3
	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ		15,000円

- ※1 月途中で75歳に到達した方の誕生月分の上限額は1/2の額(障害認定で加入している方を除く)になります。
- ※2 医療費には食事代、差額ベッド代等を含みません。
- ※3 ()内は過去12か月以内に外来+入院の自己負担限度額が3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」の該当となり上限額が下がります。ただし、保険者が変わった場合、回数は通算されません。
- ※4 2割負担の配慮措置制度は、令和7年9月30日までとなります。令和7年10月1日からの外来診療の自己負担限度額は、18,000円となります。

- ※5 一般区分については、7月31日を基準日として、1年間(8月～翌年7月)の外来の自己負担額の合計額が、年間144,000円となります。

外来年間合算

年間を通して外来特例に該当するような長期療養を受けている方の負担が増えないように配慮し、基準日時点で一般区分又は低所得区分である被保険者の外来療養に係る額が年間144,000円を超える場合に、その超える分が高額療養費として支給されます。

手続きについて

申請が必要な方には、広域連合から「高額療養費の支給申請のお知らせ」が届きます。市町村窓口で一度申請していただくと、申請後の診療分については、診療を受けた日から、通常4か月後に指定の口座に振込となります。

届出の振込口座に変更があった場合は、市町村窓口での変更手続きが必要です。

(口座情報に誤りがある場合は振込が遅くなります。)

申請時に必要なもの

- ①支給申請のお知らせ
- ②マイナ保険証又は資格確認書
- ③加入者の通帳(振込口座を確認できるもの)
- ④個人番号(マイナンバー)が確認できる書類
- ⑤本人確認ができる身元確認書類
- ⑥加入者の印鑑(申請者と受領者が異なる場合) ※認印可

※代理人の口座に振込む場合は委任状が必要です。代理人の印鑑(認印可)及び代理人の通帳もご用意ください。

支給について

申請期限内に申請いただきますと、翌月に振込となります。(期限内に申請がない場合は振込が遅くなります。)振込が決定した際は「決定通知書」を送付します。

2. 高額介護合算療養費制度

同一世帯に属する加入者が8月1日から翌年7月31日までに支払った医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額を合算し、限度額を超える場合、申請により超えた金額が支給されます。
(自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給されません。)

●平成30年8月診療分から

所得区分(課税所得)	1年ごとの限度額 後期高齢者医療+介護保険
現役並み所得Ⅲ(690万円以上)	212万円
現役並み所得Ⅱ(380万円以上)	141万円
現役並み所得Ⅰ(145万円以上)	67万円
一般Ⅰ・一般Ⅱ	56万円
低所得Ⅱ	31万円
低所得Ⅰ	19万円

※所得区分が低所得Ⅰで、かつ介護サービス利用者が複数いる場合、介護保険分支給額を決定する際の限度額は31万円となります。

手続きについて

申請が必要な方には、広域連合から「**高額介護合算療養費の支給申請のお知らせ**」が届きますので、市町村窓口へ申請してください。申請は毎年必要です。

申請時に必要なもの

- ①P16の「申請時に必要なもの」①～⑥に加え、**介護保険被保険者証**もご持参ください。
- ②介護保険の自己負担額証明書が必要な場合があります。該当する市町村窓口(介護保険者)に別途申請してください。

支給について

通常、申請した月の2～3か月後に振込となります。
(重度心身障がい者医療等対象者を除きます。)

1. 接骨院・整骨院にかかるとき

柔道整復師による施術は、医療保険の対象となる場合と対象外の場合があります。同じ負傷で、医師による治療と柔道整復師による施術を重複して受けた場合には、柔道整復師の施術は保険の対象にならない場合があります。単なる疲労や肩こりなどの場合も対象外で全額自己負担となります。

医療保険の対象となる場合

- 打撲 ●ねんざ ●挫傷(肉離れなど)
- 骨折、脱臼(緊急時以外は医師の同意が必要)

2. はり・きゅう、あんま・マッサージを受けるとき

はり・きゅう、あんま・マッサージ等の施術を医療保険で受けるときには、医師の同意書が必要です。具体的には次の病気や症状が対象となります。

はり・きゅうの場合

- 神経痛 ●リウマチ ●腰痛症 ●五十肩 など

あんま・マッサージの場合

- 関節拘縮 ●筋麻痺 など

※マッサージは原則として、病名ではなく症状に対する施術となります。関節が硬くて動きが悪かったり、筋肉が麻痺して自由に動けないなどの症状が医療保険の対象となります。



領収書は「医療費控除」を受けるときに必要ですので、必ず発行してもらいましょう。

7 療養費の支給

次のような場合、医療費の全額を本人がいったん支払いますが、あとで市町村窓口申請すると、自己負担割合(3割・2割・1割のいずれか)を除いた金額が支給されます。

1. コルセット・関節用器具などの治療用器具を購入したとき

医師が「治療上必要がある」と認め、診断に基づいて作った治療用器具が対象となります。ただし、日常生活や職業上の必要性によるもの、美容目的によるものは対象外です。

- ①マイナ保険証又は資格確認書 ②診断書
③事業所が発行した領収書
④加入者の通帳(振込口座を確認できるもの(以下同様))
⑤加入者の印鑑(申請者と受領者が異なる場合)※認印可
⑥靴型器具の場合は現物の写真(実際に本人が装着している写真)

2. 旅行中の急病などでやむを得ずマイナ保険証又は資格確認書を提示できずに診療を受けたとき

やむを得ない事情があったと広域連合が認めた場合に支給されます。

- ①マイナ保険証又は資格確認書
②診療報酬明細書(レセプト)
③領収書
④加入者の通帳
⑤加入者の印鑑(申請者と受領者が異なる場合)※認印可

3. 海外で診療を受けたとき

日本国内の保険診療の範囲内で支給されます。

- ①マイナ保険証又は資格確認書
②診療内容明細書
③領収明細書
④「②、③」の日本語翻訳文
⑤加入者の通帳
⑥加入者の印鑑(申請者と受領者が異なる場合)※認印可
⑦パスポートなど渡航期間が確認できるもの

- ・そのほか、上記の申請の際には**個人番号(マイナンバー)**が確認できる書類と本人確認ができる**身元確認書類**が必要です。
- ・上記の申請について、代理人の口座に振込む場合は委任状が必要です。代理人の印鑑(認印可)及び代理人の通帳もご用意下さい。

8 その他の給付

以下のような給付制度があります。申請については、市町村窓口で受け付けています。

1. 緊急の入院や転院で移送が必要になったとき

移送費

移動が困難な重病人が医師の指示により、一時的・緊急的な必要性があつて転院等の移送に費用がかつたときは、医師の意見書及び領収書等を添えて申請し、認められると移送費が支給されます。

2. 訪問看護を受けたとき

訪問看護療養費

医師の指示で訪問看護を利用したときは、医療費の自己負担額が1割負担・2割負担・3割負担のいずれかとなります。ただし、介護保険の認定を受けている方は、原則として該当なりません。

3. 入院時に食事の差額を負担したとき

入院時食事療養費

入院中に食事療養費を多く支払ったときは、減額認定証及び領収書等を添えて申請し、認められると食事療養費が支給されます。

4. 差額を負担して医療を受けたとき

保険外併用療養費

先進医療等を受けたときは、一般の保険診療と共通する部分については保険が適用されます。

5. 被保険者が亡くなったとき

葬祭費

被保険者が亡くなったときは、申請により葬祭を行った方(喪主)に5万円が支給されます。



1年に1回、無料で受診できます

- 定期的に通院している方や、普段から健康で特に自覚症状のない方も、毎年1回、健診を受けましょう。
- 市町村からの案内に沿って受診してください。
- 検査項目
 - ・身長・体重
 - ・血圧
 - ・血液検査（脂質・肝機能・血糖）
 - ・尿検査（尿糖・尿たんぱく）
 - ・問診によるフレイルの確認
- マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルで健診結果を閲覧できます。

「かかりつけ医」をもつと、安心です

- 日頃の健康相談や、大病院への受診など、判断に困ったときに「どうすればよいか」を相談でき、安心です。
- お薬のことは、かかりつけ薬局に相談しましょう。

「リフィル処方箋」は、一度の診察で、医師の定めた期間内に最大3回まで繰り返し使用できる処方箋です。

利用できる方

- 症状が安定している方
- 同じ薬を長期間服用している方
- 医師がリフィル処方箋を使ってもよいと判断している方



リフィル処方箋を利用したいときは、かかりつけ医にご相談ください。

11 ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは？

- 新薬の特許満了後に製造販売される、新薬と同じ有効成分をもつ低価格の薬です。
- ジェネリック医薬品に切り替えることにより、薬代が一定額以上安くなると見込まれる方へ「お薬代負担軽減のご案内」をお送りしています。



バイオシミラーとは？

- 「バイオ医薬品」は、バイオテクノロジーを応用して作られた、タンパク質を有効成分とする医薬品です。
- 「バイオシミラー」は、「バイオ医薬品」の特許満了後に製造販売される後続品です。
- 効果や安全性はそのまま、先行品よりも価格が抑えられています。

ジェネリック医薬品やバイオシミラーを希望するときは、医師・薬剤師にご相談ください。

12 交通事故等にあったら

交通事故や暴力等、第三者（自分以外の人）の行為によってケガをしたり病気になった場合、本来は加害者が医療費を負担するのが原則ですが、市町村窓口に届出することにより、被保険者証を使って治療を受けることができます。

- 交通事故にあったら、まずは警察に届け出ましょう。
- 被保険者証を使って治療を受けるときは、必ず市町村窓口届け出てください（交通事故の場合、過失割合によらず届け出てください）。
- 自損事故や、業務中の事故で労災の該当にならない場合も、市町村窓口届け出てください。

13 臓器提供の意思表示

「臓器の移植に関する法律」により、移植医療に対する理解を深めていただけるよう、すべての医療保険の被保険者証に臓器提供に関する意思表示欄が設けられています。

※意思表示欄の記入を強制するものではありません。記入は任意です。

14 マイナンバー

別添2

各種申請に個人番号（マイナンバー）が必要になる場合があります。

申請の際には、マイナンバーカードもしくは個人番号がわかる書類と顔写真付きの身分証明書をご持参ください。

医療機関・薬局の受付の際には、保険証として マイナンバーカード

のご利用をご検討ください。



急病のとき、マイナ保険証が役立っています！

ご自身で説明することが難しい状態でも、救急隊が通院やお薬の記録を確認でき、適切な応急処置や医療機関への搬送につながります。



例

- 息苦しくて会話ができない (60代男性)
- 自宅で夫が倒れたが、いつも飲んでいる薬がわからない (90代女性)
- 外出先の事故でお薬手帳を持っておらず、薬の情報が分からない (50代女性)

病院の声

- 飲んでいる薬が事前にわかったので、緊急手術の準備ができました。
- 正確な情報は治療に必須なので、役立ちます。



Q マイナンバーカードには大事な情報が入っていますか？持ち歩くのが心配です。

マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません。マイナンバーカードがあれば、急病のときなど様々な場面で役立つため、ぜひ、普段から持ち歩いてください。

Q 暗証番号を忘れてしまわないか不安です。どうしたらよいですか？

暗証番号を忘れてしまっても顔認証で受付することができます。顔認証付きカードリーダーを操作できない場合でも、ご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を医療機関等の職員が目視で確認することも可能です。



とっても簡単！ マイナンバーカード

1 受付

マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。



2 本人確認

顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。



3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。



4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



マイナンバーカードを保険証として利用するための登録は、医療機関・薬局の受付(カードリーダー)などで行うことができます。

今回は、これまで通り医療にかかることができる「資格確認書」を、後期高齢者医療制度に加入するみなさまに、お送りしています。

これからは、マイナ保険証が資格確認書で、医療機関等に受付をしてください。

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く) 平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

15 詐欺に注意

高齢者を狙った詐欺事件や不審電話が多発しています

こんな言葉にご注意を！



「〇〇役所(役場)です。医療費の払い戻し(ほかに「保険料の払い戻し」や「給付金の支給」など)があります。手続きのため、**キャッシュカードと携帯電話を持って銀行やスーパー、コンビニのATMに行ってください。この後、銀行からも電話がいきます。」**など

給付金等の受け取りのために、ATMでの手続きをお願いすることは絶対にありません。

- 1 金融機関名や暗証番号、預金残高、家族構成などの個人情報を教えない。
- 2 電話の場合はいったん電話を切り、ご家族やお住まいの市役所・役場、消費生活センター及び警察等に相談する。
- 3 自宅の電話は普段から留守番電話にしておく。

16 お問い合わせはこちらへ

※代表電話に繋がった場合は、担当課名をお伝えください。

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
青森市	国保医療年金課	017-734-1111	板柳町	健康推進課	0172-73-2111
弘前市	国保年金課	0172-40-7046	鶴田町	子ども健康課(国保年金係)	0173-22-2111
八戸市	国保年金課	0178-43-9065	中泊町	町民課	0173-57-2111
黒石市	国保年金課	0172-52-2111	野辺地町	町民課	0175-64-2111
五所川原市	国保年金課	0173-35-2111	七戸町	町民課	0176-68-2112
十和田市	国保年金課	0176-51-6752	六戸町	町民課	0176-55-4612
三沢市	国保年金課	0176-53-5111	横浜町	町民課	0175-78-2111
むつ市	国保年金課	0175-22-1111	東北町	町民課	0176-56-4497
つがる市	国保年金課	0173-42-2111	六ヶ所村	健康課	0175-72-8143
平川市	税務課	0172-55-5328	おいらせ町	健康保険課	0178-56-4218
平内町	健康増進課	017-718-0019	大間町	健康づくり推進課	0175-31-0350
今別町	町民福祉課	0174-35-3003	東通村	税務課	0175-33-2134
蓬田村	住民課	0174-27-2112	風間浦村	税務国保課	0175-35-2111
外ヶ浜町	住民課	0174-31-1222	佐井村	住民生活課	0175-38-2111
鱒ヶ沢町	ほけん福祉課	0173-72-2111	三戸町	健康長寿課	0179-20-1153
深浦町	福祉課	0173-74-2117	五戸町	住民課	0178-62-7959
西目屋村	住民課	0172-85-2803	田子町	住民課	0179-20-7119
藤崎町	住民課	0172-88-8179	南部町	健康子ども課	0178-76-3323
大鰐町	住民生活課	0172-55-6563	階上町	すこやか健康課	0178-88-2219
田舎館村	住民課	0172-58-2111	新郷村	住民課	0178-78-2111

青森県後期高齢者医療広域連合

〒030-0801 青森県青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル1階
TEL : 017-721-3821 FAX : 017-723-1401
ホームページ : <http://www.aomori-kouikirengou.jp/>